

第2回ホテル火災対策検討部会議事要旨

1 日時 平成24年8月9日(木)10時から12時まで

2 場所 砂防会館別館会議室3階「穂高」

3 出席者

部会長	関澤 愛	東京理科大学国際火災科学研究科教授
委員	安藤 勝	千葉市消防局予防部長
委員	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会事務局長
委員代理	小野 修	東京消防庁査察課長
委員	木下 健治	弁護士
委員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会理事
委員	小林 恭一	東京理科大学国際火災科学研究センター教授
委員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科教授
委員代理	寺川 昌宏	広島市消防局予防課長
委員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
委員	古舘 謙護	盛岡地区広域消防組合消防本部消防次長兼予防課長
委員	増田 優人	京都市消防局予防部長
委員	山崎 登	日本放送協会解説主幹

(事務局)

消防庁 予防課長 渡邊、違反処理対策官 大嶋、設備専門官 守谷、企画調整係長 齋藤、
設備係長 竹本、企画調整・制度・防災管理係 亀山、岩佐、緒方、設備係 伊藤、尾上

4 配付資料

資料1 前回(平成24年第1回)の議事要旨

資料2-1 各種規制について

資料2-2 計画的な立入検査の推進方策について

資料2-3 違反処理の推進方策について

資料2-4 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

<参考資料>

参考資料1 ホテル・旅館等における消防法令上の規制の概要について

参考資料2 福山市建築物等適正化対策委員会資料抜粋

参考資料3 立入検査標準マニュアル抜粋

参考資料4 新たな表示制度について

参考資料5 「違反対象物の公表制度」に関する火災予防条例等の抜粋

参考資料6 厚生労働省提供資料

5 議事要旨

(1) 前回議事要旨の確認

事務局より議事要旨(案)について説明したところ、委員から特段の意見はなかった。8月17

日（金）までに修正意見等があれば事務局まで連絡することとされた。

（２）各種規制について

- ・ 平成22年度に消防庁で33万1000個の住宅用火災警報器を配布したことは、自動火災報知設備の設置基準の強化に伴う遡及適用の負担を考える上で、重要だと考える。
- この事業は、渋川の社会福祉施設の火災事故を踏まえ、30億円の補正予算を確保して実施した事業であり、小規模な社会福祉施設等に加えて小規模なホテル・旅館等についても、平成22年時点の既存建物に連動型の住宅用火災警報器が配布されている。
- ・ 旅館、ホテルについては不特定多数の方が利用し、高齢者等も宿泊する可能性があることから、小規模な施設への自動火災報知設備の義務付けは必要である。
- ・ ホテル等に係るスプリンクラー設備の設置基準の強化は要しない理由について、構造や防火区画が適切であれば煙の拡散は抑制されるとあるが、病院や福祉施設の場合は自力避難困難者の就寝施設であり設置基準が強化されている等の理由を加え、丁寧に説明する必要がある。
- ・ 今回についてはスプリンクラー設備の設置基準を現状維持とすることで良いと考えるが、今後の高齢化社会の進展を考えると、将来の課題としてスプリンクラー設備の義務付けを6000㎡のままが良いのかということや、布団やパジャマの防災製品の義務化も検討されたい。
- ・ もしスプリンクラー設備が設置されていれば防げたということにはならないのか。既存不適格で階段も区画されていない建物については設置基準面積を下げるということも考えられるが、どうか。
- 建築基準法の既存不適格の建物に消防用設備等を特に付加して対応するという考え方もあるが、建築基準法では合法とされているものであり、こういった建物は危険であるという情報を国民にきちんと知っていただいて、利用するかどうかの判断をしていただくことの方が適切ではないかと考える。
- ・ 小規模宿泊施設への自動火災報知設備の規制については、義務付けという方向で委員の意見が概ね一致していたというように考えるので、事務局でまとめていただきたい。

（３）計画的な立入検査の推進方策について及び（４）違反処理の推進方策について

- ・ 火災危険性の指標として旧適マーク基準の建築構造3項目を記載しているが、建築基準のことを記載するのであれば3項目ではなく、他にも排煙設備や内装等もあるので幅広く記載できないか。あるいは、まとめて建築基準法に適合しているということでも良いのではないか。
- 建築基準法の防火に関する規定は、様々あるが、防火安全上特に重要な規定はこの3項目であり、消防においても消防法関係の規定に併せて考慮すべきではないかという趣旨である。
- ・ 立入検査や違反処理は非常に手間がかかるため、今の消防の資源をどのように配分していくかが重要である。立入検査については、火災危険性の高いものを選び出して重点的に行う等、資源の重点的な使い方をすべきではないか。違反処理についても同様である。
- ・ 人命危険の高い対象物の検査の頻度を上げていき、新しい業態や立入検査をしていく中でどうもこの業態は違反が多いという建物が見つければ、そのような建物については網羅的に立入検査を実施するという観点を取り入れていただきたい。また、建築部局と消防部局で情報を共有するという課題について、具体的な内容を教えていただきたい。

- 建築部局との情報共有の部分であるが、先進的にやられている自治体の例等もあるため、参考にさせていただくことを考えている。
 - ・ 消防用設備等の点検未報告や消防訓練の未実施となっている対象物は危険性が高いため、必ず査察を実施するようにすべきである。
 - ・ 弁護士による法的相談やアドバイスを得られる体制の充実という点があるが、全国的に支援体制を組むのは難しくないことなのか。
- 違反処理について相談を受けられる弁護士はそれほど多くない。むしろ、行政法の研究をしているの方が対応できるかもしれない。消防法や行政法についてアドバイスできる人材を確保しておくということは可能と考える。
 - ・ 違反処理の推進方策について、既存不適格だけを理由として使用停止命令はできないが、防火上危険であるということで、訓練の未実施、報告書の未届出等の形式的な届出違反があっただけで、使用停止命令することは検討が必要ではないか。
- 使用停止命令は、スプリンクラー設備等が過半にわたって未設置、又は機能を喪失しているといった大きな消防法の違反や、建築構造の適合性のない対象物における消防法の一定レベルの違反の継続というものを考えている。
 - ・ 法令義務違反でないことを加重事由として考慮して良いのかというのは、法律論的には争われ得ることであるため、そう簡単にはいかないのではないか。この福山市のホテルについては、仮に既存不適格だとしてこの違反内容で使用停止命令が出せるのか。
- 福山市の場合、改善が進められないということであれば、使用停止命令もあり得るのではないか。危険性を選別する1つの目安として、やはり建築基準法の主なところに適合していないというのは要素として取り入れるべきではないかと考える。
 - ・ これまで、福山消防の査察業務がずさんであった旨の指摘ばかりがされているように感じるが、査察業務を怠ったのではなく、できなかったという状況もあったのではないか。
 - ・ 建築部局と消防部局の情報共有について、広島市においては、福山市のホテル火災を受け、建築部局と消防部局が連携したシステム作りに取り組んでいる。違反の情報を共有し、重大な違反がある対象物については、合同での立入検査や文書による報告等の取り組みを既に始めている。また、福祉部局との連携する取り組みも行っている。
 - ・ 例えば消防用設備等の点検報告や防火対象物の点検報告、建築基準法の定期報告等の統計事項に基づき、整理していくことは可能である。それを相互に管理していけば、一目で危険な建物がわかるのではないかと考えるが、このことは可能か。
- 建築基準法の定期点検報告で違反がある対象物、消防法の違反がある対象物をリンクさせてデータ化するような方向が考えられる。

(5) 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

- ・ 千葉市は、新たな表示制度については、旧適マークが有効に活用されていたこと、現行の防火対象物定期点検報告制度が建物の管理権原毎が前提になっているため、建物全体を対象に表示することができないこと等から、このような制度は必要と考える。
 - 対象とする用途は、(2)項や(6)項等、その他火災が発生した場合に人命危険が高いような建物等も対象とした方が良いのではないか。

- ・ マークが複数あるのは適当でないとする。また、立て看板のような表示ではなく、マークと一体化できるようなものができれば良いのではないかと考える。
 - ・ 新たな表示制度というのは良いとするが、前の適マーク制度というのは、消防機関において負担や手間がかかっていたものであり、旅館、ホテルの人命危険性というのは、昭和40年代や50年代に比べると格段に下がっていることにかんがみれば、検査等の負担に関してももう少し簡素な制度をつくったら良いのではないかと考える。
 - ・ 福山市の火災であるが、適マーク制度が続いていたとしても、ラブホテルや簡易宿泊所のようなところについては、適マークは必要ないと考えられるため、違反事項は改善されていなかったのではないかと考える。そのような施設に対しては査察を行い、違反処理を徹底的にやるということが重要であるため、そこに貴重な資源を振り向けたいと考える。
 - ・ 当時の防火対象物点検報告制度を創設する際にも、現場の職員は違反是正に力を注いできた。消防職員の負担が増えるだけになってしまうため、法第8条の2の2、法第8条の2の3の制度をしっかりと検証して欲しい。重要なことは違反事項を放置せず警告、命令をして違反を是正させるということである。このことを考慮し、消防大学校において違反処理を専門にした1、2週間程度の研修をやっていただく等、国にも支援いただきたい。
 - ・ 適マークというのは全国の消防が作り上げてきた、国民が最もよく知っているマークの1つであるため、それをもう一度全国統一的に実施するというのはとても良いことだと考えるが、やはり今のマークと混乱のないようにする必要があると考える。現場の消防も、受け手である劇場や旅館、ホテル等の関係者にもしっかりと説明していただいて、国民にもわかるような形で制度を整理しながら運用を始めていただきたい。
 - ・ 全国旅館連合会は、組合員の施設が16,000施設程あり、その中には収容人員30人未満や3階建て未満などの適マークの対象外となる施設がある。ほとんどの国民が適マークを知っているため、小規模な施設が適マーク対象外の施設であるという周知をすることが必要と考える。
- 防火管理を行っていない施設については、現在でも表示を行っていないため、表示を新たに行うということにはならないのではないかと考える。適マーク対象外であるということは、その旨をしっかりと示していくことを検討する必要がある。
- ・ 適マーク制度があった時においても、3階建て未満の建物の関係者が、自分の建物は安全で消防訓練もしっかりと行っているが、適マークの表示ができないという話があった。対象外のところについて工夫をする必要があるのではないかと考える。
 - ・ この件は申請主義を踏まえ、どのように対応すべきか検討していただきたい。
- 現在、東京消防庁で実施されている優マーク制度は、非常に有効に機能していると考えられ、このような形のものが全国統一的に運用されることが必要と考えている。現在、旅館、ホテルを予約するに当たり、インターネットを使うことが一般的になっているため、その対応という意味でも重要になる。今後、利用者に制度を適切に周知していかなければならないと考える。

(6) その他

次回の検討部会の日時等については、後日改めて調整することとされた。